

# がんばるお店・お宿応援事業実施要綱

令和2年5月12日  
兵庫県中小企業団体中央会

## 第1 趣旨

新型コロナウイルスによる外出自粛等により売上が減少している小規模飲食業、宿泊業、小売業（以下「飲食店等」という。）が取り組む、テイクアウト、デリバリー、オンラインショップ等の新商品開発・新事業展開等を促進するため、その取り組みを支援する。

## 第2 事業の内容

飲食店等が新商品開発・新事業展開等に取り組むための経費を補助する。

## 第3 事業の対象

飲食店等とは飲食、小売、宿泊業を営む県内に事業所を置く小規模事業者（中小企業基本法に定める中小企業であって、飲食・小売業にあっては従業員5人以下であるもの、宿泊業にあっては従業員20人以下であるもの）とする。ただし、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に規定する組合は除く。

## 第4 飲食店等に対する助成

兵庫県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、本事業を行う飲食店等に対し補助金を交付するものとする。

## 第5 補助対象飲食店等の募集・申請・採択

中央会は補助対象飲食店等の募集に際し、ホームページ、広報誌等で公募し、別に定める規程に従い、採択者を決定し、補助金の交付を行うものとする。

## 第6 補助金額（下限額・上限額）及び申請回数

補助金額は別に定める規程にしたがい、補助対象と認められる経費とする。ただし、1申請者当たり下限額5万円、上限額10万円とする。（助成対象経費は消費税額を除く。）

また、一度採択された者が再度申請することはできないものとする。